

南陽市における運動部活動の在り方に関する方針【概要版】

平成31年3月 南陽市教育委員会

■本方針策定の背景

平成31年4月運用

少子化に伴う生徒数減少や部活動競技数維持の困難、長時間活動による生徒の身体的・精神的負担や教員の過剰な労働等の解消に向け、平成30年3月にスポーツ庁がガイドラインを策定しました。その後、平成30年12月に県教委が「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定したことを受け、本市教委では「南陽市における運動部活動の在り方に関する方針」を策定しました。今後、生徒・保護者・学校・地域・関係機関等との共通理解、連携、協力を強化し、その具現化に努めてまいります。

■運動部活動が重視すべきこと

- ▽生徒の生涯にわたる心身の健康保持・増進と、「知・徳・体」のバランスのとれた成長を目指すこと
- ▽学校教育の一環として、教育課程との関連の中で、生徒の自主的・自発的な活動になること
- ▽運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること



【本方針の目的】

- ◎生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
- ◎教員の長時間労働の緩和

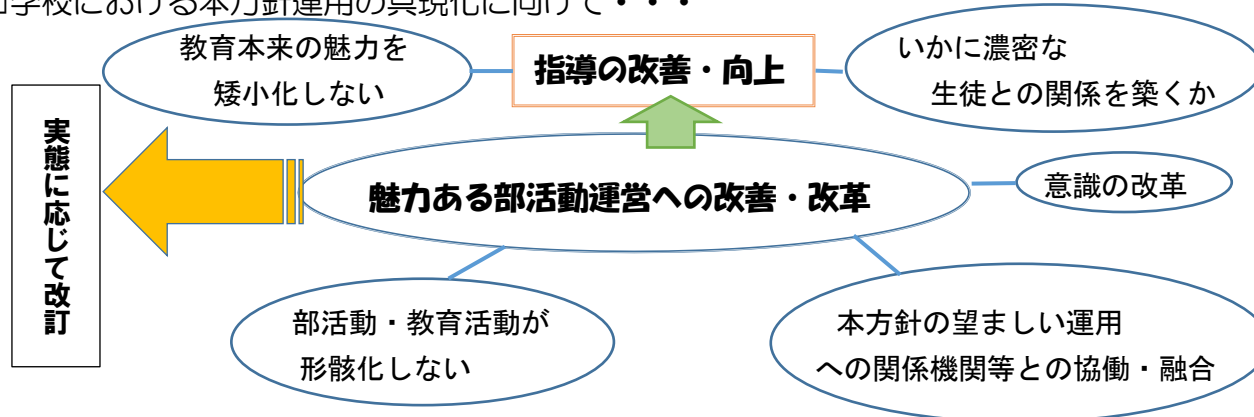
■適切な運動部活動の運営の概要（抜粋）

- 週あたりの休養日・・・平日1日以上 週休日1日以上
- 1日の活動時間・・・平日2時間程度 週休日3時間程度
- 始業前の練習・・・しない
- 保護者会主催の活動・・・しないよう理解と協力を求める
- クラブ等同様の活動・・・部活動と合わせて基準内にしていく

【本方針の主な概要】

- ◆各学校の方針及び活動計画等の策定・公表
- ◆適正な数の運動部配置の検討
- ◆部活動指導員の配置と研修
- ◆部活動運営委員会（仮称）の設置
- ◆科学的かつ効果的なトレーニングの導入
- ◆適切な運動部活動の運営
- ◆事故・怪我防止に向けた対応

□学校における本方針運用の具現化に向けて・・・



【今後一層大切にすべきこと】

- 生徒とともに部活動の在り方を考えること
- 保護者と指導者の共通理解を図ること
- 体育協会やスポ少、地区・県中体連等との共通理解を図ること

※文化部活動も、本方針に準じる。